

日本ふるさと名産食品展 in バンコク

出展事業者 募集のご案内

タイでは、近年の日本食ブームもあり、日本産農林水産物・食品が注目を集めています。平成25年のタイへの農林水産物・食品の輸出額は344億円と前年より約30%増加しており、アセアン地域最大の規模となっています。日本産食品に関する商談会や展示会などのプロモーションも活発に行われています。

こうした背景を受け、一般財団法人自治体国際化協会ではタイの首都バンコクにおいて、昨年に引き続き「日本ふるさと名産食品展 in バンコク」を開催します。

タイ及び東南アジア市場への地域製品の販路開拓に取り組む事業者にはテストマーケティングの機会としてご活用いただけます。またそのような事業者を支援する自治体に対しては地域製品の海外展開の機会や食品展開に向けたノウハウを提供いたします。



◇事業概要

事業名称	日本ふるさと名産食品展 in バンコク
開催日程	平成26年11月14日（金）～11月24日（月） 11日間
開催場所	サイアムパラゴン グルメマーケット
開催時間	10:00～22:00 （サイアムパラゴンのオープン時間にあわせ変更される可能性があります）
主催	一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）
出展品目	日本国内で生産された農林水産物・食品
販売方法	委託販売

◇サイアムパラゴン（Siam Paragon）

サイアムパラゴンは、バンコクの中心地にある大型百貨店です。BTS（高架鉄道）のサイアム駅と直結しており、多くの地元客、観光客が訪れます。富裕層の来店が多いことも特徴です。

食品展は食料品売場であるグルメマーケットで開催します。このフロアにはフードコートや飲食店もあり、終日、多くの来店客で賑わっています。



◇自治体へのサポート

- 1 自治体及び自治体が運営する輸出促進協議会等の団体も出展できます
自治体自身が出展し、地域の特産品等を販売することができます。
- 2 自治体が支援する企業の出展に対し、専門的な知識・経験からアドバイスします
出展にあたり専門知識を有する経験豊かなスタッフが細かく助言しますので、安心して出展していただくことができます。
- 3 食品展の開催ノウハウを提供します
独自に食品展を開催する意向がある自治体に対して、準備段階からフォローアップに至るまでの業務や課題について経験に基づき情報提供します。

◇出展事業者へのサポート

- 1 出展に要する経費負担を支援します
共有部分装飾、広告宣伝、共有通訳などをクレアが用意します。
- 2 輸出入手続きなど出展に必要な準備をサポートします
タイへの輸出に必要な申請など煩雑な手続きをクレアがサポートします。また現地での調理器具や消耗品の手配などの支援も行いますので、初めて食品展に出展される方も安心して出展できます。
- 3 出展効果を高めるために専門的な知識・経験によりアドバイスを行います
販売価格や輸出数量の設定、効果的な販売方法などについて、タイのマーケット事情に即した専門的なアドバイスを提供します。
- 4 『日本ブランド』により高い集客効果が期待できます
「日本ふるさと名産食品展」は日本全国から集められた食品を一堂に集めた『日本ブランド』の事業ですので、高い集客効果が期待できます。

◇募集対象・要件

- 1 事業者の要件
 - 食料・飲料品を製造または販売しており、タイにおける市場開拓を希望している日本国内に所在する事業者（法人・団体）であること
 - 開催期間中（開催前日の準備を含む）、日本から販売スタッフを派遣すること
（ただし、全期間の派遣が難しい場合は要相談）
 - タイへの輸出に必要な書類（※P3「4. タイへの輸出に必要な書類」参照）を6月末までに全て提出可能であること
 - 食品展開催全期間、専属販売員を1名以上雇用すること
 - 出展企業説明会（6月中旬～下旬開催予定）に1名以上参加すること
 - 出展企業アンケートに協力できること

2 商品の要件

- 制度上タイへ輸出可能な、日本国内で生産・製造された食料・飲料品（常温保存、冷蔵保存、冷凍保存いずれも可）
- 店頭に陳列した時点で最低 50 日程度賞味期限を有している商品（日本からの輸送日数を考慮した場合、日本の輸出港に到着した時点で 80～90 日程度が必要になります。なお、常温保存の場合 180 日以上、冷凍保存の場合解凍後 1 週間程度の保存期間があるものでないと、継続販売には繋がりにくいのが現状です。）
- 下記「募集除外商品」に該当しない商品

《募集除外商品》タイの法制度により販売に制限がある商品及び輸出申請に長期間かかる商品は、今回の募集除外商品とさせていただきます。

◇募集除外商品 「柑橘類」「豚・鶏肉等の精肉」「酒」「缶詰・瓶詰類」

また、以下についても、輸出規制等がありますのでご注意ください。

「牛肉」：タイ政府認定の食肉処理場で処理されたもので、一定要件を満たす必要があります。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/other/yusyutu_syokuniku/index.html をご参照ください

「米」「日本茶」「饅頭」「食肉・水産加工品」「牛乳」「アイスクリーム」「ヨーグルト」「プリン」「レトルトカレー」「ジュース」等：輸出申請に時間を要する場合があります、現時点で出展可否の判断はできませんが、申請結果によっては商品の変更等をお願いすることがありますので、ご了承ください。

3 募集事業者数・商品数

20事業者程度、80～100アイテム程度

4 タイへの輸出に必要な書類

- 政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の原産地証明書
- 保健所が発行する食品製造業営業許可書（ISO22000又はHACCPの認証も可）
- 成分表示表
- 製造工程表
- 放射性物質の検査結果報告書（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、静岡県のみ。当該地域の原料を使用している食品も対象）

※ その他、タイへの食品輸出については次の WEB サイトをご参照ください。

- ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域の規制措置」（農林水産省）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

- ・「貿易投資相談Q&A タイ」（ジェトロ）

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/qa/01/04A-080913>

- ・「日本からの輸出に関する制度 タイ」（ジェトロ）

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/>

★F D A（タイ食品医薬品局）への申請手続きについて

今回の食品展では、テンポラリーパーミッション（食品展や展示会での出展等、一時的な食品輸入許可）により、輸入申請を行います。

タイへの食品輸出には、商品ごとにF D Aから「食品登録番号」を取得し輸入販売の許可を受ける必要がありますが、申請から番号取得までの期間は書類とサンプル商品の提出後、2～3 ヶ月程度かかります。商品によっては追加書類等も必要になりさらに長期化されることがあります。食品展の場合、商品を確実に会場に輸送することが最優先であるため、通常の輸入許可よりも簡易な一時的食品輸入許可申請（テンポラリーパーミッション）を行います。

【テンポラリーパーミッションのメリット】

- ・ 輸入許可を受けやすい
- ・ 申請期間が短い
- ・ タイ語ラベルの作成・貼付が不要となる

【テンポラリーパーミッションのデメリット】

- ・ 食品展後の販売は不可（別途申請が必要）
- ・ 売れ残り商品は廃棄処分

◇お申込方法

1 申込手順

●事業者のみなさま

「日本ふるさと名産食品展inバンコク『出展企画書』」に必要事項をご記入の上、所在する都道府県・政令指定都市の担当部署へお申し込みいただきますようお願いいたします。

※提出先はこちらをご覧ください

<http://www.clair.or.jp/j/clair/sibulist.html>

なお、加工食品等について、どのような商品かわかる写真・ちらし等があれば一般財団法人自治体国際化協会まで1部送付ください。

※送付先は6ページに記載の「お問い合わせ先」です。（ホームページ等で商品紹介がある場合は、事業者PR欄にアドレスをご記入いただければ結構です。）

●自治体のみなさま

事業者から提出される『出展企画書』を取りまとめ、『回答書』をご記入の上、5月30日（金）までに（一財）自治体国際化協会経済交流課へメール（keishin@clair.or.jp）でお申し込みください。

募集の流れ



2 出展事業者の決定

提出された『回答書』、『出展企画書』により主催者が書面審査を行い、出展事業者を選定し、6月中旬を目処に自治体宛に書面により通知いたします。各事業者への出展決定の連絡は自治体から通知されます。

《出展事業者の選定項目》

出展事業者の審査は次の項目を含め、総合的に判断し選定します

- ・ 食品展への参加体制
- ・ これまでの輸出実績や今後の輸出実現への可能性
- ・ 自治体及び出展商品のバランス

◇出展者説明会

出展商品の輸出手続きや効果的な販売方法等についてご説明するため、出展者説明会を東京・大阪で開催する予定です。出展者説明会は6月中～下旬を予定しております。（出展者の状況により開催地を別に設定する場合があります。）詳細は出展事業者の決定にあわせご連絡いたします。

◇出展事業者の費用負担

	クレア負担	出展事業者負担
出展商品費用	————	全額負担 ＊売れ残り商品は原則廃棄処分
販売手数料	————	サイアムパラゴンへの販売手数料（売上の約 25%）
管理手数料	————	輸出入業者への管理手数料（CIF の約 15%）
会場設備及び装飾費	会場設営・装飾、共同看板、案内用看板等制作費	独自に必要なとする設備・備品等の設置、撤去等に関する経費
販売経費	商品説明用 POP 作成費	実演・試食等に必要な材料（販売予定量の約 20%） 独自に必要なとする広告費及び消耗品等の購入費
販売員経費	共同の販売員（兼通訳）の人件費	専属販売員の人件費 ※参考 1 名×10 時間×11 日間勤務 45,000～50,000 円程度（タイ語のみ・日本語不可）
輸出入手続経費	商品サンプル送付費（日本⇒タイ）	FDA 申請費（22,000～25,000 円） 各種証明書取得費用 商品サンプル送付費（日本国内）
輸出入経費	————	日本～タイ輸送費、商品保管費
税金等	————	関税、付加価値税（7%）、通関費用
その他	共同使用消耗品購入費（ゴミ袋、エプロン等）	事業者スタッフ渡航費・滞在費

※これらの金額はあくまで目安であり、また、現在のレートにより試算しております。実際と異なる場合がありますので、ご了承ください。

◇スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
出展事業者募集	→							
出展事業者決定		→						
F D A への申請			→	→	→			
輸出準備						→		
輸出、通関						→		
食品展開催							→	
アンケート							→	→

※輸出スケジュール等は変更となることがあります。

◇注意事項

- 出展決定後、現地側の法規制の変更等により出展の条件が変更になる場合がありますので、ご留意ください。また天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令等により事業が変更又は中止となる場合もありますので、予めご了承ください。
- 会場全体の基本構成や各事業者の配置はクレアにて決定させていただきます。
- 複数の事業者により構成されている団体により出展する場合は、代表者を定めていただきますようお願いいたします。クレアとしては代表者と連絡・調整を行い、各構成者への連絡等は代表者をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- ご提供いただきました個人情報等は、事業実施のため運営委託会社等の関係者に提供いたします。予めご了承ください。
- 前回の開催概要をこちらのWEBサイトに掲載しておりますので参考にしてください。

<http://www.clair.or.jp/j/economy/8/index.html>

◇お問い合わせ先

一般財団法人自治体国際化協会

交流支援部経済交流課 椋本（むくもと）・飯田

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル6F

T E L 03-5213-1726

F A X 03-5213-1742

E-mail keishin@clair.or.jp